

環境厚生常任委員会

日 時 平成26年11月21日(金)
午前10時 ~
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案件

(1) 公的年金制度の現状と今後の方向について

(2) 水銀に関する取り組みについて

3 その他

(オプションI) スライド調整率の比較

	スライド調整率 (フルに発動した場合)		現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率 (既裁定者)								
			ケースC		ケースE		ケースG		ケースH		
	労働市場への参加が進むケース (ケースA~E)	労働市場への参加が進まないケース (ケースF~H)	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	
2015	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
2016	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
2017	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2018	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
2019	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
2020	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2030	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%
2040	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%
2050	1.7%	1.6%	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2044年度調整終了	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%
2060	1.6%	1.6%					2058年度調整終了	0.9%	2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	2051年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	0.6%
2070	1.8%	1.8%					0.9%				
2080	1.8%	1.8%					2072年度調整終了				
2015~2040 (年平均)	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%
2015~調整終了 (年平均)	-	-	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	-	-	-

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 実際に発動されるスライド調整率は、調整期間の長い基礎年金の既裁定年金に発動されるものである。なお、厚生年金(比例部分)は、基礎年金より調整期間が短い
が、調整期間中は基礎年金と同じスライド調整率が発動される。

平成26年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成24年3月分～ 適用
 介護保険料率：平成26年3月分～ 適用
 厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分 適用
 児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(京都府)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)			
					介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
等級	月額	日額			9.98%		11.70%		17.474%※		17.688%※	
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	~	63,000	5,788.4	2,894.2	6,786.0	3,393.0				
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,786.4	3,393.2	7,956.0	3,978.0				
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,784.4	3,892.2	9,126.0	4,563.0				
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,782.4	4,391.2	10,296.0	5,148.0				
5(1)	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,780.4	4,890.2	11,466.0	5,733.0	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
6(2)	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	10,379.2	5,189.6	12,168.0	6,084.0	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
7(3)	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	10,978.0	5,489.0	12,870.0	6,435.0	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
8(4)	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	11,776.4	5,888.2	13,806.0	6,903.0	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
9(5)	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	12,574.8	6,287.4	14,742.0	7,371.0	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
10(6)	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	13,373.2	6,686.6	15,678.0	7,839.0	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
11(7)	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	14,171.6	7,085.8	16,614.0	8,307.0	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
12(8)	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	14,970.0	7,485.0	17,550.0	8,775.0	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	15,968.0	7,984.0	18,720.0	9,360.0	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
14(10)	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	16,966.0	8,483.0	19,890.0	9,945.0	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80
15(11)	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	17,964.0	8,982.0	21,060.0	10,530.0	31,453.20	15,726.60	31,838.40	15,919.20
16(12)	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	18,962.0	9,481.0	22,230.0	11,115.0	33,200.60	16,600.30	33,607.20	16,803.60
17(13)	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	19,960.0	9,980.0	23,400.0	11,700.0	34,948.00	17,474.00	35,376.00	17,688.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	21,956.0	10,978.0	25,740.0	12,870.0	38,442.80	19,221.40	38,913.60	19,456.80
19(15)	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	23,952.0	11,976.0	28,080.0	14,040.0	41,937.60	20,968.80	42,451.20	21,225.60
20(16)	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	25,948.0	12,974.0	30,420.0	15,210.0	45,432.40	22,716.20	45,988.80	22,994.40
21(17)	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	27,944.0	13,972.0	32,760.0	16,380.0	48,927.20	24,463.60	49,526.40	24,763.20
22(18)	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	29,940.0	14,970.0	35,100.0	17,550.0	52,422.00	26,211.00	53,064.00	26,532.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	31,936.0	15,968.0	37,440.0	18,720.0	55,916.80	27,958.40	56,601.60	28,300.80
24(20)	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	33,932.0	16,966.0	39,780.0	19,890.0	59,411.60	29,705.80	60,139.20	30,069.60
25(21)	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	35,928.0	17,964.0	42,120.0	21,060.0	62,906.40	31,453.20	63,676.80	31,838.40
26(22)	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	37,924.0	18,962.0	44,460.0	22,230.0	66,401.20	33,200.60	67,214.40	33,607.20
27(23)	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	40,918.0	20,459.0	47,970.0	23,985.0	71,643.80	35,821.70	72,520.80	36,260.40
28(24)	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	43,912.0	21,956.0	51,480.0	25,740.0	76,885.60	38,442.80	77,827.20	38,913.60
29(25)	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	46,906.0	23,453.0	54,990.0	27,495.0	82,127.80	41,063.90	83,133.60	41,566.80
30(26)	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	49,900.0	24,950.0	58,500.0	29,250.0	87,370.00	43,685.00	88,440.00	44,220.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	52,894.0	26,447.0	62,010.0	31,005.0	92,612.20	46,306.10	93,746.40	46,873.20
32(28)	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	55,888.0	27,944.0	65,520.0	32,760.0	97,854.40	48,927.20	99,052.80	49,526.40
33(29)	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	58,882.0	29,441.0	69,030.0	34,515.0	103,096.60	51,548.30	104,359.20	52,179.60
34(30)	620,000	20,670	605,000	~ 635,000	61,876.0	30,938.0	72,540.0	36,270.0	108,338.80	54,169.40	109,665.60	54,832.80
35	650,000	21,670	635,000	~ 665,000	64,870.0	32,435.0	76,050.0	38,025.0				
36	680,000	22,670	665,000	~ 695,000	67,864.0	33,932.0	79,560.0	39,780.0				
37	710,000	23,670	695,000	~ 730,000	70,858.0	35,429.0	83,070.0	41,535.0				
38	750,000	25,000	730,000	~ 770,000	74,850.0	37,425.0	87,750.0	43,875.0				
39	790,000	26,330	770,000	~ 810,000	78,842.0	39,421.0	92,430.0	46,215.0				
40	830,000	27,670	810,000	~ 855,000	82,834.0	41,417.0	97,110.0	48,555.0				
41	880,000	29,330	855,000	~ 905,000	87,824.0	43,912.0	102,960.0	51,480.0				
42	930,000	31,000	905,000	~ 955,000	92,814.0	46,407.0	108,810.0	54,405.0				
43	980,000	32,670	955,000	~ 1,005,000	97,804.0	48,902.0	114,660.0	57,330.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~ 1,055,000	102,794.0	51,397.0	120,510.0	60,255.0				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~ 1,115,000	108,782.0	54,391.0	127,530.0	63,765.0				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~ 1,175,000	114,770.0	57,385.0	134,550.0	67,275.0				
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~	120,758.0	60,379.0	141,570.0	70,785.0				

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

- 一般の被保険者の方 ...12.474%~15.074%
- 坑内員の被保険者の方...12.688%~15.288%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.98%)に介護保険料率(1.72%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。
 34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成26年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。

どうなる！「年金制度」

年金者組合京都府本部年金相談員

1

年金制度の仕組み

国民年金基金		企業年金	新たな給付
厚生年金基金			職域年金
厚生年金保険 (報酬比例年金・2階部分)		共済年金 (報酬比例年金)	
国民年金(基礎年金・1階部分)			
厚生年金や 共済年金の 被扶養配偶者	自営業者や社 会保険制度に 加入できない、 非正規、パート、 アルバイト	民間サラリーマン	公務員等
3号被保険者	1号被保険者	2号被保険者	
960万人	1864万人	3472万人	440万人

数値は、2013年3月末

2

2015年10月からの年金制度

国民年金
 (基礎年金・1階部分)
厚生年金保険・共済年金
 (報酬比例年金・2階部分)

**共済年金は
 厚生年金保険に統合されます**

3

国民年金のみの場合

自営業者やパート・アルバイト
 第3号被保険者(専業主婦等)

65歳から支給

基礎年金のみを受給

20歳から60歳まで40年かけて
 満額で、月額 約64,400円

厚生年金・共済組合の場合

会社員や公務員の場合

2015年10月、厚生年金と共済
 年金制度は統合されます。

2階

報酬比例年金

男性・共済は61歳から支給

厚生年金の女性は、男性・共済
 より5年遅れで実施中

1階と2階の年金を受給

1階

基礎年金

65歳から支給

65歳以降の平均年金額

男性・共済は、月額、約18万円
 厚年女性は、月額、約11万円

4

年金受給額の一般的な計算方法

基礎年金(国民年金)の場合

満額772,800円

=

480月(40年)
(保険料を納付した月数)

480月(40年)
(20歳から60歳まで)

年金額は2015年4月現在

満額でも月額64,400円

**注意) 基礎年金は40年間掛けつづけて、満額の年金が受給
できます。保険料の納付が20年間であれば、年金額は
半分となります。保険料免除期間があれば減額されます。**

5

年金受給額の一般的な計算方法

厚生年金(共済年金)の場合

報酬比例部分(2階部分)

平均標準報酬月額

×

給付乗率

×

被保険者
期間月数

(注意)

- ①給付乗率の適応は、乗率変更後の適用や生年月日等で違いがあります。
- ②平均標準月額は、全加入期間の平均となります。
- ③被保険者期間は、厚生年金・共済年金制度の加入期間です。
- ④厚生年金基金の加入者は、基金の加算や共済年金の組合員には職域年金があります。
- ⑤各自の年金額計算は、年金事務所や共済組合に依頼するのが得策!

6

厚生年金(60歳男性)の概算額

年金事務所等で是非、ご確認を

2003年3月までの支給率	60歳男性の平均給与で計算(賞与含めず)		
平均標準報酬(月)額	×	給付乗率	×
347,000	×	7.125/1000	×
		336	=
			830,718

2003年4月以降の支給率			
347,000	×	5.481/1000	×
		144	=
			273,874

合計年金額 1,104,600円
65歳から基礎年金 772,800円

給付乗率逡減の経過	受給月額 156,450円
1985年 10/1000⇒7.5/1000	20年かけて順次削減
2000年 7.5/1000⇒7.125/1000	5%削減
2003年 7.125/1000⇒5.481/1000	総報酬制で23%削減

7

30歳男性の場合は？ 厚生年金の年金額は？

年金事務所等で是非、ご確認を

2003年4月以降の支給率	30歳男性の平均給与で計算(賞与含めず)		
平均標準報酬(月)額	×	給付乗率	×
347,000	×	5.481/1000	×
		480	=
			912,915

年金額 912,900円
65歳から基礎年金 772,800円

「マクロ経済スライド」を中止した場合の年金額？！	年金受給額月額 140,475円
--------------------------	------------------

「マクロ経済スライド」が30年間続いたあとの年金額？！	3割カットされ68歳から基礎年金 541,000円
-----------------------------	---------------------------

年金受給額 月額 121,158円	←
----------------------	---

8

2003～4年の年金改革！**100年安心の「年金改革」とは**

小泉内閣の構造改革、幹事長は今の安倍総理大臣

- ①年金保険料を2017年まで自動的に引き上げていく
- ②マクロ経済スライド等、年金額を削減する仕組みの導入
- ③賦課方式に変更(保険料収入で年金支給を賄う方式)
- ④総報酬制の導入で、賞与・ボーナスの額も標準報酬に算定

- ①総報酬制でボーナスの保険料は $\cdot\cdot 1\% \Rightarrow 13.58\%$ に
- ②賞与・ボーナスは月額報酬に加算するが年金額は削減
- ③総報酬制による年金額の計算基礎率(2003年4月～)
 $\text{旧計算平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{加入期間}$
 $\text{新計算平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1000 \times \text{加入期間}$

約23%削減

年金額を30年間も下げ続ける**マクロ経済スライドとは？**

年金の水準を自動的に削減するしくみ(2004年に成立)

2015年からはマクロ経済スライドで削減！**毎年1%程度の削減を2043年まで約30年間！**

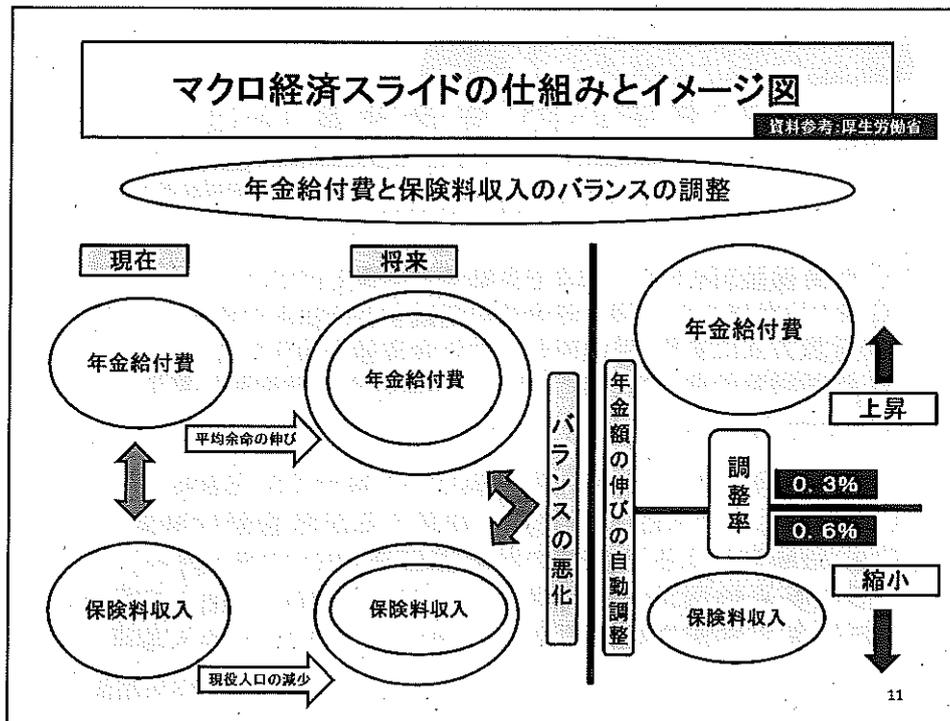
果てしなく年金を削減・・・「2004年の年金改革で導入」！

〈調整率〉

保険料を納める人(現役労働者)の減少率と平均余命の伸び率(0.3%)をもとに算出。2004年当時 $\Delta 0.9\%$ とされた
現在の調整率は $\Delta 1.1\%$ とも $\Delta 1.2\%$ とも

これまでは、物価が上昇しなかったから発動されず！

10



2004年より「財政再計算」から「財政検証」へ

2004年まで年金制度は、5年ごとに財政の再計算を行い、年金保険料率や年金額の改定を行っていたが、「マクロ経済スライド」導入以降は財政検証を5年毎に行うことを、法律に明記している。政府は、これまで2009年2月、今年、2014年6月に財政検証結果を公表している。

国民年金法第四条の三(財政の現況及び見通しの作成)

政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

12

2014年財政検証

「経済前提」をわかりやすく説明すると・・・

将来の 経済状況	モデル世帯の 所得代替率	モデル世帯の 年金水準	厚生年金の減額 (報酬比例年金)	基礎年金の減額 (1階部分)
楽観的なケース	50.9%	30.1万円	2017年度まで	2044年度まで
標準的なケース	50.6%	24.4万円	2020年度まで	2043年度まで
悲観的なケース	39%	24.4万円	年度記載なし	2055年度?

注)厚生労働省が発表した8つのケースを、3つのケースで説明

今後の3つの取り組み(オプション試算)

年金の水準を下げる(政策①)	マクロ経済スライドの強化
加入者を増やす(政策②)	パートをすべて「厚年加入」
加入期間を延長する(政策③)	20歳から65歳まで加入

13

じゃ、来年、2015年4月の年金改定は・・・

難しくはありません、「算数」です。

日本銀行の「想定」で説明します。

	2015年度
「2.5%」削減の残り分	▲0.5%
マクロ経済スライドによる率	▲1.2%
物価上昇率	3.3%
名目賃金変動率	0.8%

実際の計算式は・・・

$$0.8\% - 0.5\% - 1.2\% = \triangle 0.9\%$$

年金改定は0%

現在の法律では、現在受けている年金額以上は減額されないためです。

14

**物価スライド制は崩壊しています！
物価が上がってもその分年金は増えまん！**

再来年、2016年4月の年金改定は・・

日本銀行の「想定」で説明します。

	2016年度
マクロ経済スライドによる率	▲1.1%
物価上昇率	2.6%
名目賃金変動率	1.5%

実際の計算式は・・

$$1.5\% - 1.1\% = 0.4\%$$

年金改定は0.4%

15

物価上昇率と名目賃金変動率の関係

なぜ「名目賃金変動率」が必要・その計算式は！

2004年に行われた「年金改革」でマクロ経済スライドと同時に、年金の上昇を抑えるため、物価上昇より名目賃金変動率の上昇が低い場合、名目賃金の値で、年金の改定（物価スライド）が実施されることになったため。

（国民年金法第27条の2及び厚生年金法第43条の2）

2015年に使用される名目賃金変動率の計算式

$$\text{変動率} = \text{物価変動率} \times \text{実質賃金変動率} \times \text{可処分所得割合変化率}$$

(2014年の値) (2011年～2013年の平均) (2012年度の変化率)

16

えっ、この制度もっと強化するって…

政府、厚生労働省はマクロ経済スライドという制度をもっと強化していく改革を検討

- 2015年の通常国会にも法案提が！
- ①物価が下がったときにも、マクロ経済スライドの適用で年金を下げる！
 - ②物価の上昇が低い場合、マイナスの値が出た場合には、その「値」で年金改定する！

「2014年財政検証」でどうなる年金制度

今後の3つの取り組みのひとつ

◎年金の水準を下げる(政策①)

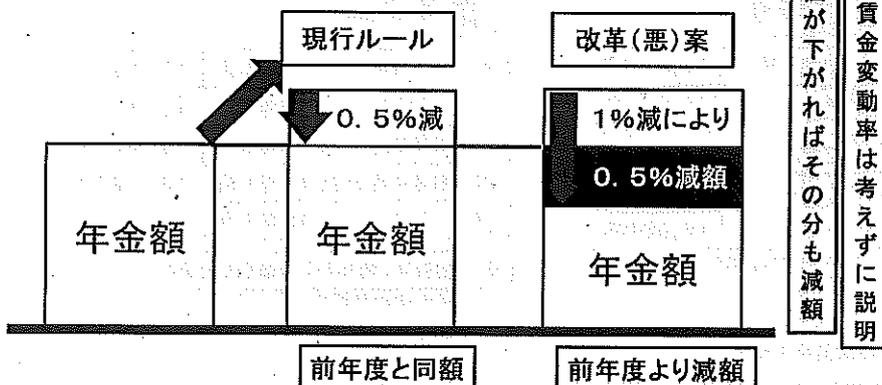
マクロ経済スライドの強化

17

年金給付抑制(マクロ経済スライド)の仕組み

②物価上昇率0.5%の例

スライド率は1%で説明



現行ルールと「改革案」での大きな違い！

18

年金制度の改善方法は・・・

政府、厚生労働省は

**持続可能な社会
保障制度の確立**

- ・社会保障費は消費税で賄う
- ・保険料値上げ、年金は切り下げ
- ・女性や高齢者を低賃金で雇用
- ・正社員雇用から生涯派遣へ

年金コンサルタント
河村健吉さんの年金改革は

**現役労働者の賃金
引き上げが年金財
政を安定させる道**

- ・現役労働者や年金生活者の生活改善が必要で鍵は賃金の引き上げです
- ・賃金が上昇すれば、保険料収入が増加し、年金財政は安定する
- ・年金積立金の活用で保険料を下げ、大企業や富裕層の負担を増やし、応能負担を強化する

★持続可能にするため負担を増やし、給付は減額していく政策を取っているが、本当は、国民生活の改善や雇用、給与の改善が必要。

19

年金の「保険料」はいくら？

国民年金及び厚生年金・共済年金の保険料は、14年連続引き上げ

国民年金

2013年4月～	15,040円
2014年4月～	15,250円
2015年4月～	16,380円
2016年4月～	16,660円
2017年4月～	16,900円

※2017年まで毎年280円づつ
引き上げ
※引き上げ額は、賃金等の伸び率等
の調整率で変更

厚生年金

2013年9月～2014年8月	17.120%
2014年9月～2015年8月	17.474%
2015年9月～2016年8月	17.828%
2016年9月～2017年8月	18.182%
2017年9月～2018年8月	18.300%

※労使折半。給与からの徴収は2分の1
※共済年金の保険料も厚生年金に合
わせて引き上げ

注意) 年金の保険料は、2004年から連続して引き上げられている。
2018年度が最高保険料率⇒でも、保証はありません。

20

年金制度と年金保険料徴収の仕組み

- ①年金保険料は「給与」に比例して徴収
- ②給与が63万円以上の者は、給与に比例した保険料を納めていない(約215万人)
- ③給与が9.3万円未満の者は、給与に比例して高い保険料を納めている(約46万人、約▲200億円)

給与が平均1万円上昇すれば、保険料収入はどれだけ増えるか

$1\text{万円} \times 17.474 \times 3,800\text{万人} \times 12 = \text{約}8,000\text{億円}$

保険料の上限を健康保険料と同様にすれば、どれだけ増えるか(推計)

$20\text{万円} \times 17.474 \times 215\text{万人} \times 12 = \text{約}9,000\text{億円}$

21

雇用を改善し、生活を良くすれば

年金保険料を上げなくても、年金を切り下げなくても制度は維持できる

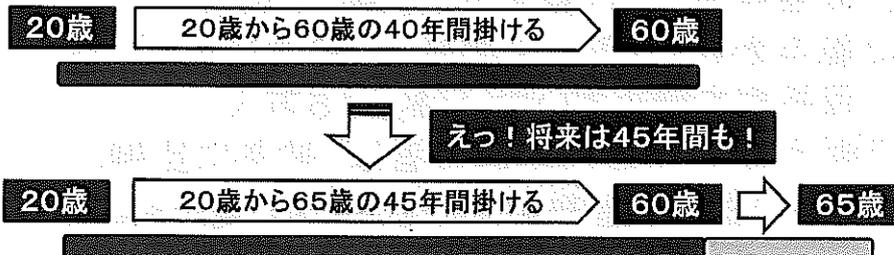
- ①派遣法の改悪などせず、正社員雇用を増やし現役労働者や若者の雇用を改善する
- ②年金積立金を計画的に活用すれば、保険料率を下げるができる
- ③マクロ経済スライドという、年金を自動的に削減する仕組みは廃止し、高齢者の生活を改善する

・若者の生活や雇用を改善することが、将来に希望も持て「結婚」できる条件にも、少子化を改善することにも繋がります。
 ・現役労働者や年金生活者の生活を改善することで、消費が伸び、地域の経済を活性化することに繋がります。

22

2014年財政検証でのオプション試算③

国民年金強制加入期間、40年加入を45年に！



国民年金の問題点

- ①保険料を支払っている人は、60%で40%は未納！
- ②25歳から34歳の者の未納率は50%超え！
- ③満額の年金額は「保険料を45年間納付」した者だけが受けられる
満額年金額＝納付月数／540か月

23

制度のあり方を「オプション試算②」で提案

年金制度への加入期間を5年延長

- ※現在、国民年金は20歳から60歳までの40年間加入し保険料を納付することになっていますが、20歳から65歳までの45年間への加入を提案
- 財政検証では2018年度から納付年数を3年毎に1年延長としている

5年延長でどうなる！

2018年4月～	61歳、41年間
2021年4月～	62歳、42年間
2024年4月～	63歳、43年間
2027年4月～	64歳、44年間
2030年4月～	65歳、45年間

2018年4月に60歳の者は！
1958年(昭和33年)4月2日生

間に入れてくる意見は？！

- どうせ、もらえないし払わないだけ
- 保険料負担(約100万円)が増えるだけ
- 年金額が増えるから良いのではないか
- 国民年金を支払えない人が多いのにそのうえ期間まで伸ばしてどうなるの？
- 年金額本当に増えるの？満額年金は全期間納付が条件でしょう
- 70歳支給開始への地ならしでは？

24

「消費税増税」による年金制度の充実

- ①年金支給に必要な「納付期間」の短縮、25年を10年に
 ②年金生活者支援給付金を創設 **①②とも、10%増税後**

◎年金生活者支援給付金(福祉制度)は条件付きで実施

- ①2015年10月、消費税引き上げ後に実施
 ②家族全員が市町村民税非課税であること
 ③年金を含めた年間所得が約77万円未満の者に月額5000円を支給(該当者約500万人)
 国民年金保険料未納期間があれば減額する
 ④給付金支給者との逆転現象をなくするため、所得約87万円未満の者にも補足的に支給(該当者約100万人)
 ⑤保険料を免除されていた人には別途、最大約月15000円支給
 ⑥給付金は年間所得約460万円以下の障害基礎年金と遺族基礎年金受給者にも支給する
 ⑦年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任し、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

25

社会保障経費の国庫負担額

予算からみた年金、医療、介護及び生活保護等の国庫負担額

項目	2013年度	2014年度	増減額
年金	10.4兆円	10.7兆円	2,887億円
医療	10.6兆円	11.1兆円	6,403億円
介護	2.5兆円	2.6兆円	1,340億円
福祉等	5.3兆円	5.5兆円	2,386億円
(生保)	(2.8兆円)	(2.9兆円)	(推定600億円)

(資料)厚生労働省、財務省等の資料から作成。数値は四捨五入。

自然増9700億円

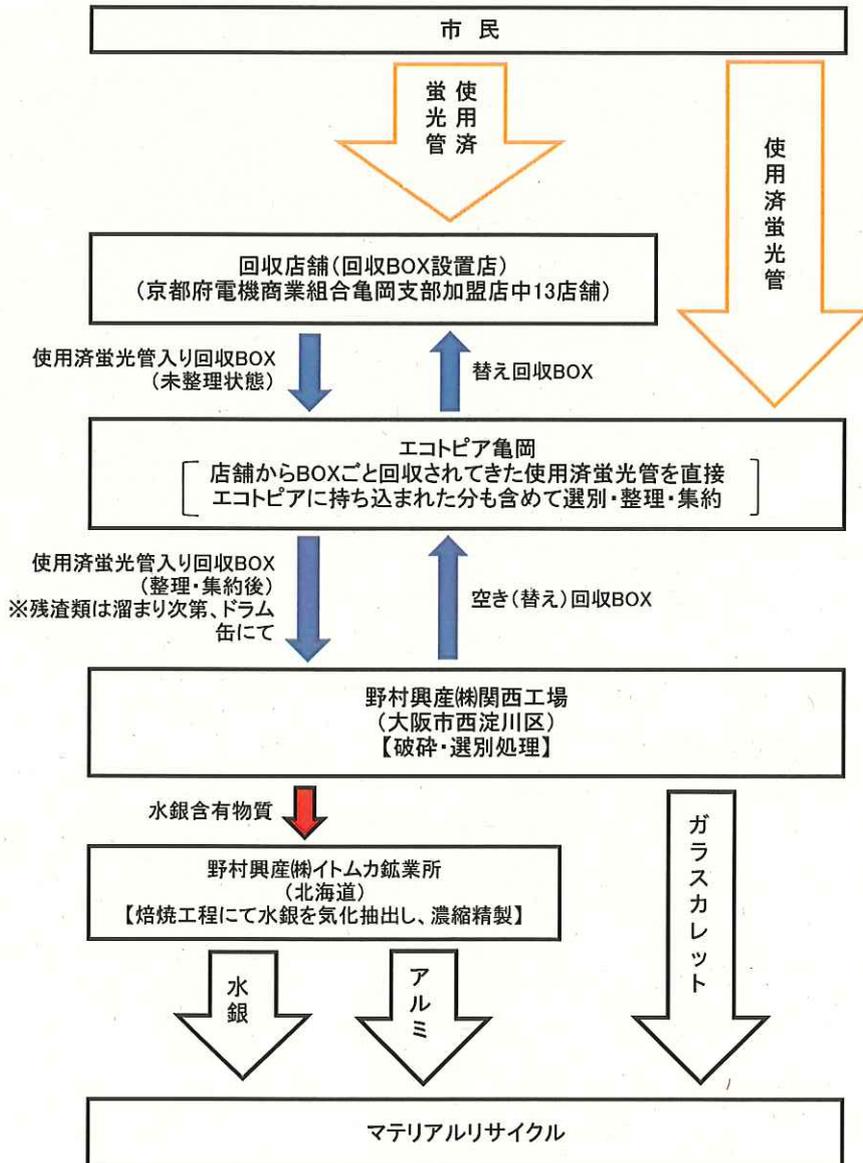
社会保障経費の将来推計

2012年度	年金53.8兆円、医療35.1兆円、介護8.4兆円等	総計109.5兆円
2025年度	年金60.4円、医療54.0兆円、介護19.8兆円等	総計148.9兆円

26

使用済蛍光灯回収フローチャート

環境市民部 環境クリーン推進課



●事業開始は、平成20年12月
※回収実績は、別添の表を参照のこと

◎収集・運搬業者(青矢印分の請負者)
日進浄化槽センター(株)
※ 収集・運搬サイクルは毎月下旬